

# 令和7年度 さいたま市立植水小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立植水小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見・早期対応」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。また、「いじめはどの学校、どの学級にも起こりうるものである」という基本姿勢のもと、普段の生活やアンケート等からいじめの早期発見に努め、全職員や関係機関と連携して、早期に、組織的に対応していくことに努める。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 2 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 3 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、児童相談所や警察を含めた、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 4 学校の教育活動全体を通じて、特別活動、特別支援教育、国際理解教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）といじめの解消

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断していく。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## IV 組織

### 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う。
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、学校運営協議会委員  
※必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、など構成員以外の関係者及び関係機関を招集できる。
- (3) 開催 定例会（各学期に1回程度）  
校内委員会（各月1回、生徒指導委員会と兼ねる）  
臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

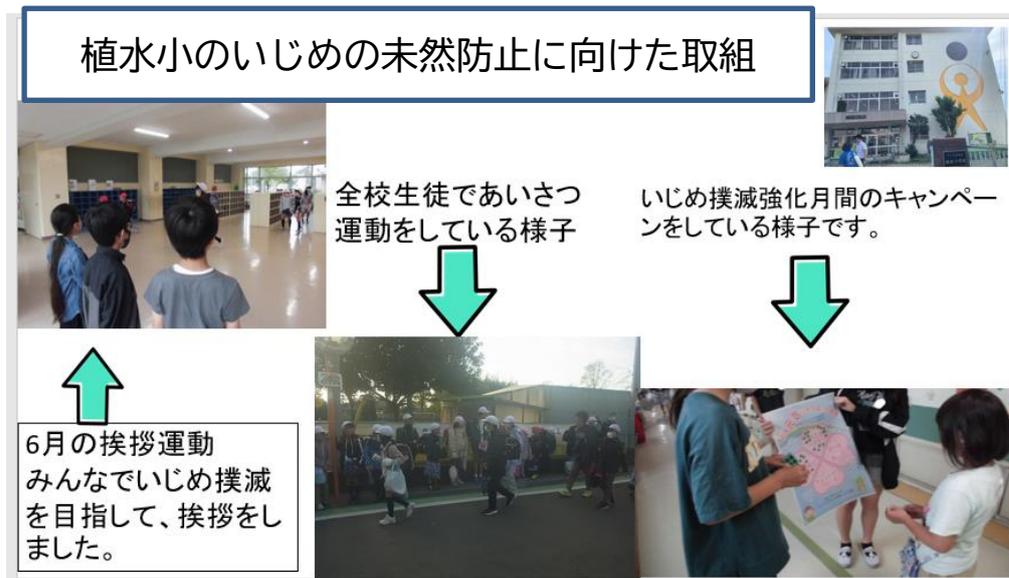
#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。  
(PDCA サイクルの実行を含む)

## 2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめを起こさない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 代表委員会
- (3) 開催 いじめ撲滅強化月間（6月）の前月
- (4) 内容 いじめ撲滅に向けた取組について話し合い、学校に提案し、その取組を推進する。また、いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、代表委員が集まる話し合いを開催する。

<昨年度の内容>



## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

### 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して（期間：6月1日～6月30日）

- ・いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・学級スローガンの全校周知による啓発活動
- ・代表委員会によるいじめ未然防止の取組
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」の活用等、いじめの未然防止に向けた指導

- ・学校だよりやPTA 広報誌による家庭、地域への広報
- 3 「人間関係プログラム」を通して
    - ・「話の聞き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とかかわる際に必要なスキルに気づき、定着を図ることでいじめの未然防止に取り組む。
    - ・人間関係プログラムに係る調査等の結果を活用し、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、温かな雰囲気学級の学級づくりに生かし、いじめの無い学級づくりに努める。
  - 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
    - ・児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、たとえいじめを受けていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
    - ・実施は全学年を対象とし、5年生は養護教諭と、6年生はさわやか相談員と担任がそれぞれT. T. で1学期中に行い、1～4年生は担任が2学期までに行う。
  - 5 メディアリテラシー教育を通して
    - ・スマホ・タブレット安全教室において、安全に正しくスマートフォンやタブレット等を適切に使うことができる力を身に付け、いじめ防止に努める。
  - 6 保護者との連携を通して
    - ・いじめは絶対に許されないということについて、学校だよりなどで伝え、学校と家庭が連携して指導していく。
    - ・子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
    - ・子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。
  - 7 あいさつ運動
    - ・代表委員会の児童及び各学級で、学期ごとに1回ずつあいさつ運動を行い、さわやかな気持ちで一日をスタートさせる。
  - 8 異学年交流
    - ・年に4回のなかよし教室（ペア学年交流）や年に1回のなかよし給食、植水小まつりなどを通して、他学年の児童と交流を図り、自クラスだけでなく学校全体の交流の輪を広げる。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童生徒の観察
  - ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
  - ・いじめ発見のための要注意サイン（心のサポート）を活用し、児童理解を図る。
  - ・休み時間に、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。

- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
  - ・毎学期1回アンケートを実施し、その結果に基づき面談を行い、管理職へ報告をする。また、面談をした児童について記録を取り、保存する。
  - ・管理職は必要に応じ、いじめ対策委員会へ対応を指示する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
  - ・簡易アンケートや心と生活のアンケートを実施したり、普段の生活の様子を観察したりして状況を把握する。
- 4 教育相談週間（日）の実施
  - ・月1回の教育相談日と共に、年に1回の教育相談週間を設定する。
- 5 保護者からの情報収集
  - ・連絡帳や電話連絡による保護者からの情報収集を行う。
- 6 地域からの情報収集
  - ・年間1回、民生委員、主任児童委員との協議会。
  - ・学期に1回の学校運営協議会
- 7 おはようメーター
  - ・おはようメーターを活用し、SOSを出しにくい児童への対応が迅速に行えるようにする。

## Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引 いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行うとともに、構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、校長不在の際はその役を担う。また、教育委員会との連絡調整を行う。
- 教務主任は、記録を取るとともに、教職員の調整を担う。
- 担任は、事実確認のための情報収集を行うとともに、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。また、いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行うとともに、学年の情報の共有を行う。また、管理職に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくり及び教職員がその情報を共有し、共通理解の下、共通行動を行うための体制を整備する。また、校内外のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を行う。
- 教育相談主任は、すでに行われた相談記録を整理し、情報の共有を図るとともに、校内外

のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を行う。

- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集及び整理を行い、必要に応じて情報発信を行う。
- 養護教諭は、緊急の場合、児童の健康及び安全の確保を図る。
- 保護者は、家庭において児童の様子を把握し、異変があれば直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見又はその疑いを認めた場合には、直ちに学校等に通報もしくは情報提供を行う。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから次の対処を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## IX 研修

### 1 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、生徒指導、教育相談体制について共通理解を図る。
- ・学校評価項目に、取組に係る項目を設定し、取組や対応の検証を行う。

### 2 校内研修

#### (1) 個別最適な学びの指導と工夫

- ・学習規律の徹底及び学習意欲の喚起
- ・基礎学力の定着
- ・家庭学習の習慣化

#### (2) 生徒指導・教育相談・特別支援教育・国際理解教育に係る研修

- ・年2回特別支援教育、国際理解教育、人権教育の視点を含めた児童理解研修を実施。
- ・ゲートキーパー研修への参加や、校内でのフォローアップ研修を行い、カウンセリングマインドの手法を身に付ける。

#### (3) 情報モラル研修

- ・情報モラルや ICT 機器に起因する事例の研修の実施
- ・「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応する

## X PDCAサイクル

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
- 3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期（令和7年度予定）
  - ・7月：学校いじめ防止基本方針に沿った研修、生徒指導に係る研修
  - ・4、2月：児童理解研修